

報告資料 2

昭島市教育委員会訓令第 2 号

昭島市教育委員会事務局

昭島市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

昭島市教育委員会

教育長 山下秀男

昭島市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

昭島市教育委員会文書管理規程（昭和50年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「昭和50年昭島市訓令第1号」を「令和7年昭島市訓令第5号」に改め、同条第2項中「文書主任」を「文書取扱主任」に改める。

第3号様式を削り、第4号様式を第3号様式とする。

第5号様式を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

第4号様式（第3条関係）（表）

起案書

保存期間				記号・番号			
文書分類				起案			
				施行予定			
フォルダー タイトル				決裁			
				施行			
先方の文書				收受日			
宛先				発信者			
件名							
問い合わせ文							
決裁区分							
審査							
						電話	
公開区分				非公開理由			
合議				決裁後供覧			
起案の趣旨及び起案事項							

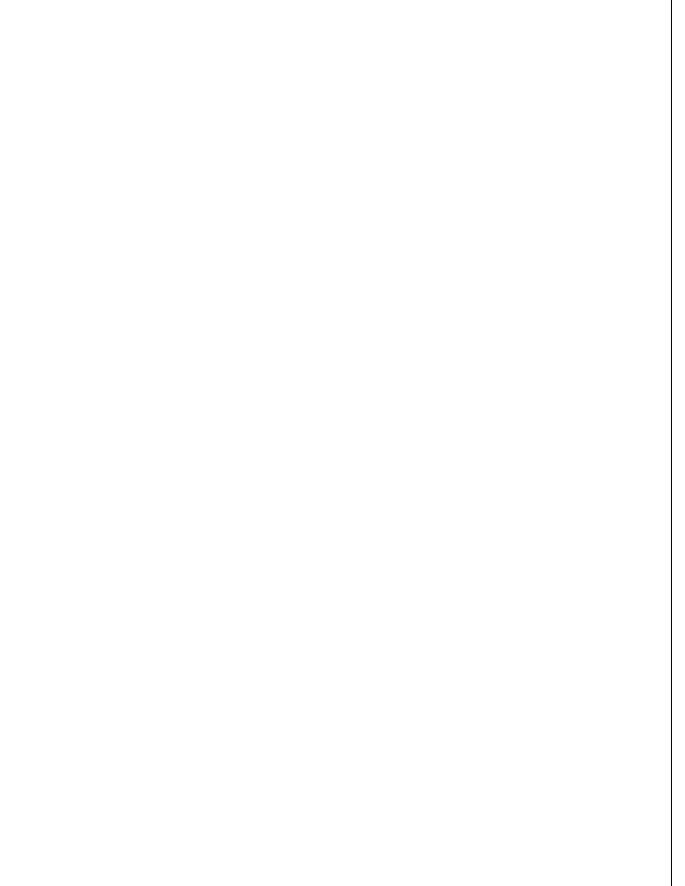
第4号様式（裏）

起案書

昭島市教育委員会文書管理規程新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新	旧
<p>(準用)</p> <p>第2条 教育委員会における文書事務については、次の各条に定めるもの のほか、昭島市文書管理規程（令和7年昭島市訓令第5号）を準用する。</p> <p>2 前項において準用する場合、同訓令中「市長」「副市長」とあるのは 「教育長」と、「総務部長」とあるのは「学校教育部長」と、「総務部 総務課長」及び「企画部法務担当課長」とあるのは「学校教育部教育総 務課長」と、「企画政策課法務担当係長」とあるのは「文書取扱主任」と、 「市」とあるのは「教育委員会」と、「本庁」とあるのは「昭島市 教育委員会事務局設置規則（昭和32年昭島市教育委員会規則第2号）」に 規定する昭島市教育委員会事務局」と、「課」とあるのは「昭島市教育 委員会事務局処務規則（昭和57年昭島市教育委員会規則第4号）第2条 に規定する課、昭島市学校給食共同調理場設置条例（昭和43年昭島市 条例第4号）第1条に規定する昭島市学校給食共同調理場、昭島市民会館 条例（昭和57年昭島市条例第8号）第1条に規定する昭島市民会館及び 昭島市公民館条例（昭和57年昭島市条例第9号）第1条に規定する昭島 市公民館」と、「総務部総務課」とあるのは「学校教育部教育総務課（第 4章を除く。）」と、「昭島市規則」等とあるのは「昭島市教育委員会 規則」等と、「昭島市公印規程（昭和42年昭島市訓令第9号）」とある のは「昭島市教育委員会公印規程（昭和42年昭島市教育委員会訓令第4 号）」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第2条 教育委員会における文書事務については、次の各条に定めるもの のほか、昭島市文書管理規程（昭和50年昭島市訓令第1号）を準用する。</p> <p>2 前項において準用する場合、同訓令中「市長」「副市長」とあるのは 「教育長」と、「総務部長」とあるのは「学校教育部長」と、「総務部 総務課長」及び「企画部法務担当課長」とあるのは「学校教育部教育総 務課長」と、「企画政策課法務担当係長」とあるのは「文書主任」と、 「市」とあるのは「教育委員会」と、「本庁」とあるのは「昭島市教育 委員会事務局設置規則（昭和32年昭島市教育委員会規則第2号）」に規定 する昭島市教育委員会事務局」と、「課」とあるのは「昭島市教育委員会 事務局処務規則（昭和57年昭島市教育委員会規則第4号）第2条に規定 する課、昭島市学校給食共同調理場設置条例（昭和43年昭島市条例第 4号）第1条に規定する昭島市学校給食共同調理場、昭島市民会館条例 (昭和57年昭島市条例第8号)第1条に規定する昭島市民会館及び昭島 市公民館条例（昭和57年昭島市条例第9号）第1条に規定する昭島市公 民館」と、「総務部総務課」とあるのは「学校教育部教育総務課（第 4章を除く。）」と、「昭島市規則」等とあるのは「昭島市教育委員会規 則」等と、「昭島市公印規程（昭和42年昭島市訓令第9号）」とある のは「昭島市教育委員会公印規程（昭和42年昭島市教育委員会訓令第4 号）」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p><u>(起案文書の決裁区分)</u></p> <p>第3条 起案文書の決裁区分の表示は、教育長の決裁事案を甲、部長の專 決事案を乙、課長の専決事案を丙とすることができる。</p>
<p>(様式)</p> <p>第3条 この規程の施行について、必要な様式は、別記のとおりとする。</p>	<p>(様式)</p> <p>第4条 この規程の施行について、必要な様式は、別記のとおりとする。</p>

新	旧
<p>第4号様式（裏）</p> <p>起案書</p>  <p>昭島市教育委員会</p>	<p>（裏）</p> <p>起案の趣旨及び起案事項</p> 